

鳥栖市地域防災計画の修正に係る新旧対照表

頁	現行	修正後	備考
194	第5編 災害復旧・復興計画 第1章 災害復旧・復興計画 第1節 災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進 第1 (略) 第2 迅速な原状復旧 市、県及び関係施設の管理者等は、災害応急対策を講じた後、速やかに、公共施設等の復旧事業を行うこととなるが、この際は、原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から可能な限り改良復旧を行うものとする。 復旧に当たり、ライフライン及び交通輸送等の関係機関は、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。 (略)	第5編 災害復旧・復興計画 第1章 災害復旧・復興計画 第1節 災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進 第1 (略) 第2 迅速な原状復旧 市、県及び関係施設の管理者等は、災害応急対策を講じた後、速やかに、公共施設等の復旧事業を行うこととなるが、この際は、原状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から可能な限り改良復旧を行うものとする。 <u>道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u> 復旧に当たり、ライフライン及び交通輸送等の関係機関は、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。 (略)	国基本計画、 県地域防災計画を踏まえた 修正